

# 社会復帰調整官の採用案内

## 1 社会復帰調整官の職務の内容、身分、給与

(職務) 保護観察所において社会復帰調整官として勤務します。

社会復帰調整官は、精神保健福祉等に関する専門的知識を活かし、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平成15年法律第110号)に基づく処遇制度(以下「医療観察制度」という。)において保護観察所が行うこととされている生活環境の調査・調整、精神保健観察、関係機関相互間の連携の確保等の業務に従事します。

(身分) 「国家公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、平成32年3月31日までの任期付採用です。

身分は、一般職の国家公務員です。国家公務員は、国家公務員共済組合に加入し、傷病に際して給付等が受けられるほか、厚生制度の適用等の制度が整備されています。

(給与) 行政職俸給表(一)が適用され、初任給は資格・経験等を勘案して決定されます。社会復帰調整官に任命されると俸給の調整額が加算されます。

また、毎月の俸給のほか各種手当(期末・勤勉手当(ボーナス)、扶養手当、地域手当、通勤手当等)が支給されます。

## 2 勤務時間・休暇等

(勤務時間) 原則として1日7時間45分・週休2日制で、年次休暇(年20日)等の休暇制度があります。

(勤務地) 大阪保護観察所に勤務します。

## 3 採用案内

(採用予定) 平成31年4月1日以降に、大阪保護観察所で1名の採用を行う予定です。

(応募要件) 次の要件を満たすことが必要です。詳しくは応募先へお問い合わせください。

- (1) 医療観察制度の対象となる精神障害者の円滑な社会復帰に関心と熱意を有すること。
- (2) ア 精神保健福祉士の資格を有すること、又は、  
イ 精神障害者の保健及び福祉に関する高い専門的知識を有し、かつ、社会福祉士、保健師、看護師、作業療法士、公認心理師若しくは臨床心理士の資格を有すること。
- (3) 精神保健福祉に関する業務において一定年数以上(5年以上)の実務経験を有すること。
- (4) 大学卒業程度の学歴を有すること。

(応募期間) 平成31年1月23日(水)から同年2月14日(木)まで(郵送の場合、締切当日消印有効)

(選考方法) 選考は、(1)書類選考、(2)(書類選考の合格者に対する)大阪保護観察所における面接により行われます。採用は、面接合格者の中から決定されます。

(面接の会場) 大阪保護観察所

(面接の日程) 書類選考合格者に対し、面接の時間等を連絡します。

(応募方法) 履歴書、職務経歴書及び資格証明書を次の応募先まで御持参又は御郵送ください。

(応募先) 大阪保護観察所企画調整課 (担当:庶務係長 芝崎真琴)

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 5階

TEL (06) 6949-6240

(応募ができない者) 日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者(成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者、一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者)は、応募することができません。